

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所,以下「当事務所」)が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

中華人民共和国著作権法

(2020年11月11日第13期全国人民代表大会常務委員会第23回会議において改正採 択、2021年6月1日施行)

目次

第1章 総則

第2章 著作権

第1節 著作権者及びその権利

第2節 著作権の帰属

第3節 権利の保護期間

第4節 権利の制限

第3章 著作権の使用許諾及び譲渡契約

第4章 著作権と関係のある権利

第1節 図書及び新聞・定期刊行物の出版

第2節 実演

第3節 録音録画

第4節 ラジオ局及びテレビ局による放送

第5章 著作権及び著作権と関係のある権利の保護

第6章 附則

第1章 総則

- 第 1 条 文学的、芸術的及び科学的著作物の著作者の著作権及び著作権と関係のある権益を保護し、社会主義精神文明及び物質文明の建設に有益な著作物の創作及び伝播を奨励し、社会主義文化及び科学事業の発展及び繁栄を促進するため、憲法に基づいて本法を制定する。
- 第 2 条 中国の公民、法人又は非法人組織の著作物は、公表されているか否かにかかわらず、本法により著作権を享有する。

外国人及び無国籍者の著作物がその著作者の属する国又は常居所地国と中国とが締結 した合意又は共に加盟する国際条約に基づき享有する著作権は、本法による保護を受け る。

外国人及び無国籍者の著作物は、最初に中国国内において出版された場合には、本法により著作権を享有する。

中国と合意を締結していない国又は国際条約に共に加盟していない国の著作者及び無 国籍者の著作物は、中国が加盟する国際条約の加盟国において最初に出版され、又は加盟



国及び非加盟国において同時に出版された場合には、本法による保護を受ける。

- 第3条 本法において「著作物」とは、文学、芸術及び科学分野内の、独創性を有し、かつ、 一定の形式をもって表現することができる知的成果をいい、次の各号に掲げるものが含 まれる。
 - (一) 文字著作物
 - (二) 口述著作物
 - (三)音楽、演劇、民俗芸術、舞踊及び雑技芸術著作物
 - (四) 美術及び建築著作物
 - (五) 写真著作物
 - (六) 視聴覚著作物
 - (七) 工事設計図、製品設計図、地図、概略図等の図形著作物及び模型著作物
 - (八) コンピュータソフトウェア
 - (九) 著作物の特徴に適合するその他の知的成果
- 第 4 条 著作権者及び著作権と関係のある権利者は、権利を行使する場合には、憲法及び 法律に違反してはならず、公共の利益を損なってはならない。国は、著作物の出版及び伝 播に対して法により監督管理を行う。
- 第5条 本法は、次の各号に掲げるものには適用されない。
 - (一) 法律・法規、国家機関の決議・決定・命令及びその他立法・行政・司法の性質を有する文書並びにそれらの公式な翻訳文
 - (二) 単なる事実情報
 - (三) 暦法、汎用的な数表、汎用的な記入表及び公式
- 第6条 民間文学芸術著作物の著作権保護に係る弁法は、国務院が別途定める。
- 第7条 国の著作権主管部門は全国の著作権管理業務に責任を負い、県級以上の地方の著作権を主管する部門は当該行政区域の著作権管理業務に責任を負う。
- 第8条 著作権者及び著作権と関係のある権利者は、著作権集団管理組織に授権して著作権又は著作権と関係のある権利を行使させることができる。法により設立された著作権集団管理組織は、非営利法人であり、授権された後に自らの名にて著作権者及び著作権と関係のある権利者のために権利を主張することができ、かつ、著作権又は著作権と関係のある権利に関わる訴訟、仲裁及び調停活動を当事者として行うことができる。

著作権集団管理組織は、授権に基づいて使用者から使用料を徴収する。使用料の徴収基準は、著作権集団管理組織及び使用者代表が協議して確定し、協議が調わない場合には国の著作権主管部門に裁決を申請することができ、裁決に対して不服がある場合には人民法院に対して訴訟を提起することができ、当事者が人民法院に対して訴訟を直接提起することもできる。

著作権集団管理組織は、使用料の徴収及び支払い、管理費の計上及び使用、使用料の未分配部分等の全体的な状況を社会に対し定期的に公開しなければならず、かつ、権利情報照会システムを確立して権利者及び使用者の照会に供さなければならない。国の著作権主管部門は、法により著作権集団管理組織に対して監督及び管理を行わなければならない。

著作権集団管理組織の設立方式、権利義務、使用料の徴収及び分配、並びに当該組織に対する監督及び管理等については、国務院が別途定める。



第2章 著作権

- 第1節 著作権者及びその権利
- 第9条 著作権者には、次の各号に掲げる者が含まれる。
 - (一) 著作者
 - (二) その他本法により著作権を享有する自然人、法人又は非法人組織
- 第10条 著作権には、次の各号に掲げる人身権及び財産権が含まれる。
 - (一) 公表権。即ち、著作物につき公衆に公開するか否かを決定する権利
 - (二) 氏名表示権。即ち、著作者の身分を表明し、著作物上に氏名を表示する権利
 - (三) 改変権。即ち、著作物を改変し、又は他人に授権して改変させる権利
 - (四) 同一性保持権。即ち、著作物が歪曲又は改竄を受けないよう保護する権利
 - (五)複製権。即ち、印刷、複写、拓本採取、録音、録画、ダビング、写真撮影、デジタル化等の方式にて著作物を1つ又は複数作成する権利
 - (六)発行権。即ち、販売又は贈呈の方式にて公衆に対し著作物の原本又は複製物を提供 する権利
 - (七)貸与権。即ち、視聴覚著作物又はコンピュータソフトウェアの原本又は複製物を一時的に使用することを有償にて他人に許諾する権利。但し、コンピュータソフトウェアが貸与の主な目的物ではない場合を除く。
 - (八) 展示権。即ち、美術著作物又は写真著作物の原本又は複製物を公に陳列する権利
 - (九) 実演権。即ち、著作物を公に実演し、及び各種手段を用いて著作物の実演を公に送信する権利
 - (十) 上映権。即ち、映写機、プロジェクター等の技術設備を通じて美術・写真・視聴覚 著作物等を公に再現する権利
 - (十一) 放送権。即ち、有線又は無線の方式にて著作物を公に伝播又は中継放送し、及び 拡声器又はその他符号・音声・画像を伝送する類似の道具を通じて、放送される 著作物を公衆に伝播する権利。但し、本項第 12 号に定める権利は含まれない。
 - (十二)情報ネットワーク伝播権。即ち、有線又は無線の方式にて著作物を公衆に提供し、 公衆が自身の選定した時及び場所において著作物を入手することができるよう にさせる権利
 - (十三)撮影制作権。即ち、視聴覚著作物を撮影制作する方法にて著作物を媒体上に固定 する権利
 - (十四) 翻案権。即ち、著作物を作り変え、独創性を有する新たな著作物を創作する権利
 - (十五) 翻訳権。即ち、著作物をある言語から別の種類の言語に転換する権利
 - (十六)編集権。即ち、著作物又は著作物の一部分を、選択又は配列を通じて新たな著作物としてまとめる権利
 - (十七) 著作権者が享有すべきその他の権利

著作権者は、前項第(五)号から第(十七)号までに定める権利の行使を他人に許諾し、 かつ、約定又は本法の関係規定により報酬を得ることができる。

著作権者は、本条第1項第(五)号から第(十七)号までに定める権利を全部又は一部



譲渡し、かつ、約定又は本法の関係規定により報酬を得ることができる。

第2節 著作権の帰属

第11条 著作権は、著作者に属する。但し、本法に別段の定めがある場合を除く。 著作物を創作する自然人は、著作者である。

法人又は非法人組織が統率し、法人又は非法人組織の意思を代表して創作され、かつ、 法人又は非法人組織が責任を負う著作物については、法人又は非法人組織が著作者であ るものとみなす。

第12条 著作物上に氏名が表示された自然人、法人又は非法人組織は、著作者とし、かつ、 当該著作物上に相応の権利が存在する。但し、相反する証明がある場合を除く。

著作者等の著作権者は、国の著作権主管部門が認定する登記機構に対して著作物登記の手続を行うことができる。

著作権と関係のある権利については、前2項の規定を準用する。

- 第13条 既存の著作物を翻案、翻訳、注釈又は整理して生じた著作物について、その著作権は、翻案、翻訳、注釈又は整理した者が享有する。但し、著作権を行使する場合には、原著作物の著作権を侵害してはならない。
- 第14条 2人以上が合作で創作した著作物について、著作権は、合作著作者が共に享有する。創作に参加していない者は、合作著作者となることができない。

合作著作物の著作権は、合作著作者が協議による一致を通じて行使する。協議による一 致ができず、なおかつ正当な理由がない場合には、いずれの一方も、譲渡、専有使用の他 人への許諾及び質権設定を除くその他の権利を他の一方が行使することを妨げてはなら ない。但し、得られた収益は、全ての合作著作者に合理的に分配しなければならない。

合作著作物につき分割して使用することができる場合には、著作者は、それぞれが創作した部分に対し単独で著作権を享有することができる。但し、著作権を行使する場合には、合作著作物全体の著作権を侵害してはならない。

- 第15条 若干の著作物、著作物の一部分又は著作物を構成しないデータ若しくはその他の素材を編集し、その内容の選択又は配列に独創性が表れている著作物は、編集著作物とし、その著作権は編集者が享有する。但し、著作権を行使する場合には、原著作物の著作権を侵害してはならない。
- 第16条 既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理又は編集して生じた著作物を使用して出版及び興行を行い、並びに録音録画製品を製作する場合には、当該著作物の著作権者及び原著作物の著作権者の許諾を取得し、かつ、報酬を支払わなければならない。
- 第17条 視聴覚著作物中の映画著作物及びテレビドラマ著作物の著作権は、製作者が享有する。但し、脚本執筆、監督、撮影、作詞、作曲等の著作者は、氏名表示権を享有し、かつ、製作者と締結した契約に従って報酬を得る権利を有する。

前項の規定以外の視聴覚著作物に係る著作権の帰属は、当事者が約定する。約定がなく、 又は約定が不明確である場合には、製作者が享有する。但し、著作者は、氏名表示権及び 報酬を得る権利を享有する。

視聴覚著作物中の脚本、音楽等の単独で使用することができる著作物の著作者は、その 著作権を単独で行使する権利を有する。



第 18 条 自然人が法人又は非法人組織の業務任務を完了させるために創作した著作物は、職務著作物であり、本条第 2 項の規定を除き、著作権は著作者が享有する。但し、法人又は非法人組織は、その業務範囲内において優先的に使用する権利を有する。著作物が完成して 2 年内において、単位の同意を経ていない場合には、著作者は、単位が使用するのと同一の方式にて当該著作物を使用することを第三者に許諾してはならない。

次の各号に掲げる事由のいずれかを有する職務著作物について、著作者は氏名表示権 を享有し、著作権のその他の権利は法人又は非法人組織が享有し、法人又は非法人組織は 著作者に報奨を与えることができる。

- (一) 主に法人又は非法人組織の物質的・技術的条件を利用して創作され、かつ、法人又は非法人組織が責任を負う工事設計図、製品設計図、地図、概略図、コンピュータソフトウェア等の職務著作物
- (二) 新聞社、定期刊行物出版社、通信社、ラジオ局及びテレビ局の職員が創作する職務 著作物
- (三)著作権は法人又は非法人組織が享有する旨が法律若しくは行政法規に定められ、又 は契約に約定されている職務著作物
- 第 19 条 委託を受けて創作される著作物について、著作権の帰属は、委託者及び受託者が 契約を通じて約定する。契約に明確な約定がなく、又は契約を締結していない場合には、 著作権は、受託者に属する。
- 第20条 著作物原本の所有権の移転によって、著作物の著作権の帰属は変更されない。但 し、美術・写真著作物の原本の展示権は、原本の所有者が享有する。

著作者が未公表の美術・写真著作物の原本の所有権を他人に譲渡した場合には、譲受人 による当該原本の展示は、著作者の公表権に対する侵害を構成しない。

第21条 著作権が自然人に属する場合には、自然人の死後、その本法第10条第1項第(五) 号から第(十七)号までに定める権利は、本法に定める保護期間内において、法により移 転する

著作権が法人又は非法人組織に属する場合には、法人又は非法人組織の変更又は終了後、その本法第10条第1項第(五)号から第(十七)号までに定める権利は、本法に定める保護期間内において、その権利義務を承継する法人又は非法人組織が享有し、その権利義務を承継する法人又は非法人組織がない場合には、国が享有する。

第3節 権利の保護期間

第 22 条 著作者の氏名表示権、改変権及び同一性保持権の保護期間は、制限を受けない。 第 23 条 自然人の著作物について、その公表権及び本法第 10 条第 1 項第(五)号から第 (十七)号までに定める権利の保護期間は、著作者の存命中及びその死後 50 年とし、著 作者の死後 50 年目の 12 月 31 日までとする。合作著作物である場合には、最後に死亡し た著作者の死後 50 年目の 12 月 31 日までとする。

法人又は非法人組織の著作物及び著作権(氏名表示権は除く。)が法人又は非法人組織によって享有される職務著作物について、その公表権の保護期間は50年とし、著作物の創作完了後50年目の12月31日までとする。本法第10条第1項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間は50年とし、著作物の最初の公表後50年目の12月31日ま



でとする。但し、著作物が創作完了後から 50 年間公表されていない場合には、本法は、 これを保護しない。

視聴覚著作物について、その公表権の保護期間は 50 年とし、著作物の創作完了後 50 年目の 12 月 31 日までとする。本法第 10 条第 1 項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間は 50 年とし、著作物の最初の公表後 50 年目の 12 月 31 日までとする。但し、著作物が創作完了後から 50 年間公表されていない場合には、本法は、これを保護しない。

第4節 権利の制限

- 第24条 次の各号に掲げる場合において著作物を使用するときは、著作権者の許諾を経ず、 当該著作権者に対して報酬を支払わないことができる。但し、著作者の氏名又は名称及び 著作物の名称を明示しなければならず、かつ、当該著作物の正常な使用に影響を及ぼして はならず、著作権者の適法な権益を不合理に損なってもならない。
 - (一) 個人の学習、研究又は鑑賞のために、他人の公表済みの著作物を使用する場合
 - (二) ある著作物を紹介若しくは評論し、又はある問題を説明するために、他人の公表済 みの著作物を著作物中で適当に引用する場合
 - (三) ニュース報道のために、公表済みの著作物を新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ 局等のメディアにおいて不可避的に再現又は引用する場合
 - (四)他の新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアが既に公表した、政治、 経済及び宗教問題に関する時事的文章を、新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局 等のメディアが掲載又は放送する場合。但し、掲載又は放送を許諾しない旨を著作 権者が表明している場合を除く。
 - (五)公衆の集会において公表されたスピーチを新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアが掲載又は放送する場合。但し、掲載又は放送を許諾しない旨を著作者が表明している場合を除く。
 - (六) 学校での教室授業又は科学研究のために、公表済みの著作物を翻訳、翻案、編集、 放送又は少量複製し、教学又は科学研究に係る人員の使用に供する場合。但し、出 版発行してはならない。
 - (七) 国家機関が公務執行のために、公表済みの著作物を合理的な範囲内において使用する場合
 - (八) 図書館、档案館、記念館、博物館、美術館、文化館等が陳列又は版の保存の必要の ために、当該館が収蔵する著作物を複製する場合
 - (九)公表済みの著作物を無料で実演し、当該実演で公衆から費用を徴収せず、実演家に も報酬を支払わず、かつ、営利を目的としていない場合
 - (十)公共の場所に設置又は陳列されている芸術著作物に対して模写、描画、写真撮影又は録画を行う場合
 - (十一) 中国の公民、法人又は非法人組織が既に公表している、国の共通語・文字で創作された著作物を少数民族の言語に翻訳した著作物が国内で出版発行される場合
 - (十二) 読字障害者が知覚することのできるバリアフリー方式にて、公表済みの著作物を 読字障害者に提供する場合



(十三) 法律又は行政法規が定めるその他の事由

前項の規定は、著作権と関係のある権利に対する制限に適用される。

第25条 義務教育及び国の教育計画を実施するために教科書を編纂出版する場合には、著作権者の許諾を経ずに、公表済みの著作物の一部分、短い文字著作物・音楽著作物又は個々の美術著作物・写真著作物・図形著作物を教科書中で編集することができる。但し、規定に従って著作権者に報酬を支払い、著作者の氏名又は名称及び著作物の名称を明示しなければならず、かつ、著作権者が本法により享有するその他の権利を侵害してはならない。

前項の規定は、著作権と関係のある権利に対する制限に適用される。

第3章 著作権の使用許諾及び譲渡契約

第26条 他人の著作物を使用する場合には、著作権者と使用許諾契約を締結しなければならない。但し、許諾を経ないことができる旨が本法に定められている場合を除く。

使用許諾契約には、次の各号に掲げる主な内容を含める。

- (一) 使用を許諾する権利の種類
- (二) 使用を許諾する権利が専有使用権であるか、又は非専有使用権であるか
- (三) 使用を許諾する地域範囲及び期間
- (四)報酬支払基準及び規則
- (五) 違約責任
- (六) 約定する必要があると双方が認めるその他の内容
- 第27条 本法第10条第1項第(五)号から第(十七)号までに定める権利を譲渡する場合には、書面契約を締結しなければならない。

権利譲渡契約には、次の各号に掲げる主な内容を含める。

- (一) 著作物の名称
- (二) 譲渡する権利の種類及び地域範囲
- (三) 譲渡代金
- (四) 譲渡代金払込みの期日及び方式
- (五) 違約責任
- (六) 約定する必要があると双方が認めるその他の内容
- 第28条 著作権中の財産権について質権を設定する場合には、質権設定者及び質権者が法により質権設定登記の手続を行う。
- 第29条 使用許諾契約及び譲渡契約中で著作権者が明確な許諾・譲渡をしていない権利について、著作権者の同意を経ていない場合には、他方当事者は、これを行使してはならない。
- 第30条 著作物の使用に係る報酬支払基準は、当事者が約定することができ、国の著作権 主管部門が関係部門と共同して制定した報酬支払基準に従って報酬を支払うこともでき る。当事者の約定が不明確である場合には、国の著作権主管部門が関係部門と共同して制 定した報酬支払基準に従って報酬を支払う。
- 第31条 出版者、実演家、録音録画製作者、ラジオ局、テレビ局等は、本法の関係規定により他人の著作物を使用する場合には、著作者の氏名表示権、改変権、同一性保持権及び



報酬を得る権利を侵害してはならない。

- 第4章 著作権と関係のある権利
- 第1節 図書及び新聞・定期刊行物の出版
- 第 32 条 図書出版者は、図書を出版する場合には、著作権者と出版契約を締結し、かつ、 報酬を支払わなければならない。
- 第33条 著作権者が出版のために引き渡した著作物に対し図書出版者が契約の約定に従って享有する専有出版権は、法律による保護を受け、他人は当該著作物を出版してはならない
- 第34条 著作権者は、契約に約定した期限に従って著作物を引き渡さなければならない。 図書出版者は、契約に約定した出版品質及び期限に従って図書を出版しなければならない。

図書出版者は、契約に約定した期限どおりに出版しない場合には、本法第61条の規定により民事責任を負わなければならない。

図書出版者は、著作物を増刷又は重版する場合には、著作権者に通知し、かつ、報酬を 支払わなければならない。図書が品切れとなった後に、図書出版者が増刷又は重版を拒絶 する場合には、著作権者は、契約を終了する権利を有する。

第35条 著作権者は、新聞社又は定期刊行物出版社に投稿した場合において、原稿発出の日から15日内に新聞社の掲載決定通知を受領しなかったとき、又は原稿発出の日から30日内に定期刊行物出版社の掲載決定通知を受領しなかったときは、同一の著作物をその他の新聞社又は定期刊行物出版社に投稿することができる。但し、双方に別段の約定がある場合を除く。

著作物が掲載された後においては、転載及び要約編集してはならない旨を著作権者が表明している場合を除き、その他の新聞・定期刊行物は、これを転載し、又は要約文若しくは資料として掲載することができる。但し、規定に従って著作権者に報酬を支払わなければならない。

第36条 図書出版者は、著作者の許諾を経た場合には、著作物に対し改変及び切除をすることができる。

新聞社及び定期刊行物出版社は、著作物に対し、文字上の改変及び切除を行うことができる。内容に対する改変は、著作者の許諾を経なければならない。

第37条 出版者は、自身が出版した図書及び定期刊行物のレイアウトデザインの使用を他人に許諾又は禁止する権利を有する。

前項に定める権利の保護期間は、10年とし、当該レイアウトデザインを使用した図書及び定期刊行物の最初の出版後 10年目の12月31日までとする。

第2節 実演

第38条 他人の著作物を使用して興行する場合には、実演家は、著作権者の許諾を取得し、 かつ、報酬を支払わなければならない。興行組織者は、興行を組織する場合には、当該組





織者が著作権者の許諾を取得し、かつ、報酬を支払う。

- 第39条 実演家は、その実演に対して次の各号に掲げる権利を享有する。
 - (一) 実演家の身分を表明する。
 - (二) 実演イメージが歪曲を受けないよう保護する。
 - (三) そのライブパフォーマンスを現地から生中継すること及び公に伝達することを他 人に許諾し、かつ、報酬を得る。
 - (四) 録音録画を他人に許諾し、かつ、報酬を得る。
 - (五) その実演を記録した録音録画製品を複製、頒布又は貸与することを他人に許諾し、 かつ報酬を得る。
 - (六) その実演を情報ネットワークを通じて公衆に伝播することを他人に許諾し、かつ、 報酬を得る。

被許諾者は、前項第(三)号から第(六)号までに定める方式にて著作物を使用する場合には、更に著作権者の許諾も取得し、かつ、報酬を支払わなければならない。

第40条 出演者が当該興行単位の興行任務を完了させるために行う実演は、職務実演とし、 出演者は身分を表明し、及び実演イメージが歪曲を受けないよう保護する権利を享有し、 その他の権利の帰属は当事者が約定する。当事者に約定がなく、又は約定が不明確である 場合には、職務実演の権利は、興行単位が享有する。

職務実演の権利が出演者によって享有される場合には、興行単位は、その業務範囲内において当該実演を無料で使用することができる。

第41条 本法第39条第1項第(一)号及び第(二)号に定める権利の保護期間は、制限を受けない。

本法第 39 条第 1 項第 (三) 号から第 (六) 号までに定める権利の保護期間は、50 年とし、当該実演の発生後 50 年目の 12 月 31 日までとする。

第3節 録音録画

第 42 条 録音録画製作者は、他人の著作物を使用して録音録画製品を製作する場合には、 著作権者の許諾を取得し、かつ、報酬を支払わなければならない。

録音製作者は、他人が既に適法に録音製品として収録した音楽著作物を使用して録音製品を製作する場合には、著作権者の許諾を経ないことができる。但し、規定に従って報酬を支払わなければならず、著作権者が使用を許諾しない旨を表明している場合には、使用してはならない。

- 第 43 条 録音録画製作者は、録音録画製品を製作する場合には、実演家と契約を締結し、 かつ、報酬を支払わなければならない。
- 第44条 録音録画製作者は、自身が製作した録音録画製品について、複製、頒布、貸与及び情報ネットワークを通じた公衆への伝播を他人に許諾し、かつ、報酬を得る権利を享有する。権利の保護期間は、50年とし、当該製品の最初の製作完了後50年目の12月31日までとする。

被許諾者は、録音録画製品を複製し、頒布し、又は情報ネットワークを通じて公衆に伝播する場合には、著作権者及び実演家の許諾を同時に取得し、かつ、報酬を支払わなければならない。被許諾者は、録音録画製品を貸与する場合には、更に実演家の許諾も取得し、



かつ、報酬を支払わなければならない。

- 第45条 録音製品を有線若しくは無線による公の伝播に用い、又は音声を伝送する技術設備を通じて公衆に対し公に送信する場合には、録音製作者に報酬を支払わなければならない。
- 第4節 ラジオ局及びテレビ局による放送
- 第46条 ラジオ局及びテレビ局は、他人の未公表の著作物を放送する場合には、著作権者 の許諾を取得し、かつ、報酬を支払わなければならない。

ラジオ局及びテレビ局は、他人の公表済みの著作物を放送する場合には、著作権者の許諾を経ないことができる。但し、規定に従って報酬を支払わなければならない。

- 第47条 ラジオ局及びテレビ局は、当該局の許諾を経ていない下記の行為を禁止する権利 を有する。
 - (一) 当該局が放送するラジオ又はテレビを、有線又は無線方式にて中継放送すること。
 - (二) 当該局が放送するラジオ又はテレビを収録及び複製すること。
 - (三) 当該局が放送するラジオ又はテレビを、情報ネットワークを通じて公衆に伝播する こと。

ラジオ局及びテレビ局は、前項に定める権利を行使する場合には、他人による著作権又は著作権と関係のある権利の行使に対して影響を及ぼし、制限し、又は侵害してはならない。

本条第1項に定める権利の保護期間は、50年とし、当該ラジオ又はテレビの最初の放送後50年目の12月31日までとする。

- 第48条 テレビ局は、他人の視聴覚著作物又は録画製品を放送する場合には、視聴覚著作物の著作権者又は録画製作者の許諾を取得し、かつ、報酬を支払わなければならず、他人の録画製品を放送する場合には、更に著作権者の許諾も取得し、かつ、報酬を支払わなければならない。
- 第5章 著作権及び著作権と関係のある権利の保護
- 第49条 著作権及び著作権と関係のある権利を保護するために、権利者は、技術的措置を講ずることができる。

権利者の許諾を経ていない場合には、いかなる組織又は個人も、技術的措置を故意に回避又は破壊してはならず、技術的措置を回避又は破壊することを目的として関係する装置又は部分品を製造、輸入又は公衆に提供してはならず、他人が技術的措置を回避又は破壊するために技術サービスを故意に提供してはならない。但し、回避することのできる事由が法律又は行政法規に定められている場合を除く。

本法において「技術的措置」とは、権利者の許諾を経ずに著作物、実演若しくは録音録画製品を閲覧若しくは鑑賞すること又は情報ネットワークを通じて著作物、実演若しくは録音録画製品を公衆に提供することを防止又は制限するのに用いられる有効な技術、装置又は部分品をいう。

第50条 次の各号に掲げる状況では、技術的措置を回避することができる。但し、技術的



措置を回避する技術、装置又は部分品を他人に提供してはならず、権利者が法により享有するその他の権利を侵害してはならない。

- (一) 学校での教室授業又は科学研究のために少量の公表済み著作物を提供し、教学又は 科学研究に係る人員の使用に供する場合で、当該著作物が正常なルートでは入手 不能であるとき。
- (二) 営利を目的とせず、読字障害者が知覚することのできるバリアフリー方式にて、公 表済みの著作物を読字障害者に提供する場合で、当該著作物が正常なルートでは 入手不能であるとき。
- (三) 国家機関が行政、監察又は司法手続により公務を執行するとき。
- (四) コンピュータ及びそのシステム又はネットワークの安全性能に対してテストを行うとき。
 - (五) 暗号化の研究又はコンピュータソフトウェアのリバースエンジニアリングに係る 研究を行うとき。

前項の規定は、著作権と関係のある権利に対する制限に適用される。

- 第51条 権利者の許諾を経ていない場合には、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - (一) 著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品又はラジオ・テレビ上の権利管理情報を故意に削除又は変更すること。但し、技術上の原因により回避することができない場合を除く。
 - (二) 著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品又はラジオ・テレビ上の権利管理情報が許諾を経ずに削除又は変更されたことを知り、又は知るべきでありながら、なお公衆に提供すること。
- 第52条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、状況に基づき、侵害停止、影響 の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。
 - (一) 著作権者の許諾を経ずにその著作物を公表したとき。
 - (二)合作著作者の許諾を経ずに、他人と合作で創作した著作物を自らが単独で創作した 著作物として公表したとき。
 - (三) 創作に参加せず、個人の名利の取得を図るために、他人の著作物上に氏名を表示したとき。
 - (四) 他人の著作物を歪曲又は改竄したとき。
 - (五) 他人の著作物を剽窃したとき。
 - (六)著作権者の許諾を経ずに、展示若しくは視聴覚著作物を撮影制作する方法にて著作物を使用し、又は翻案、翻訳、注釈等の方式にて著作物を使用したとき。但し、本法に別段の定めがある場合を除く。
 - (七)他人の著作物を使用し、報酬を支払うべきであるにもかかわらず支払いをしなかったとき。
 - (八) 視聴覚著作物、コンピュータソフトウェア又は録音録画製品の著作権者、実演家又は録音録画製作者の許諾を経ずに、その著作物又は録音録画製品の原本又は複製物を貸与したとき。但し、本法に別段の定めがある場合を除く。
 - (九) 出版者の許諾を経ずに、当該出版者が出版した図書又は定期刊行物のレイアウトデザインを使用したとき。
 - (十) 実演家の許諾を経ずに、そのライブパフォーマンスを現地から生中継し、若しくは



公に伝達し、又はその実演を収録したとき。

(十一) その他著作権及び著作権と関係のある権利を侵害する行為

- 第53条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、状況に基づき、本法第52条に定める民事責任を負わなければならない。権利侵害行為が公共の利益を同時に損なう場合には、著作権を主管する部門が権利侵害行為の停止を命じ、警告をし、違法所得を没収し、権利侵害複製品及び権利侵害複製品の作成に主に用いられる材料、道具、設備等を没収及び無害化廃棄処理し、違法経営額が5万元以上である場合には、違法経営額の相当額以上5倍以下の過料に併せて処することができる。違法経営額がなく、違法経営額の計算が困難であり、又は5万元に満たない場合には、25万元以下の過料に併せて処することができ、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。
 - (一) 著作権者の許諾を経ずに、その著作物を複製し、頒布し、実演し、上映し、放送し、編集し、又は情報ネットワークを通じて公衆に伝播したとき。但し、本法に別段の定めがある場合を除く。
 - (二) 他人が専有出版権を享有する図書を出版したとき。
 - (三) 実演家の許諾を経ずに、その実演を記録した録音録画製品を複製し、若しくは頒布 し、又は情報ネットワークを通じてその実演を公衆に伝播したとき。但し、本法に 別段の定めがある場合を除く。
 - (四)録音録画製作者の許諾を経ずに、当該製作者が製作した録音録画製品を複製し、頒布し、又は情報ネットワークを通じて公衆に伝播したとき。但し、本法に別段の定めがある場合を除く。
 - (五) 許諾を経ずに、ラジオ又はテレビを放送し、複製し、又は情報ネットワークを通じて公衆に伝播したとき。但し、本法に別段の定めがある場合を除く。
 - (六)著作権者若しくは著作権と関係のある権利者の許諾を経ずに、技術的措置を故意に 回避若しくは破壊したとき、技術的措置の回避若しくは破壊に主に用いられる装 置若しくは部分品を故意に製造し、輸入し、若しくは他人に提供したとき、又は他 人による技術的措置回避若しくは破壊のために技術サービスを故意に提供したと き。但し、法律又は行政法規に別段の定めがある場合を除く。
 - (七) 著作権者又は著作権と関係のある権利者の許諾を経ずに、著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品又はラジオ・テレビ上の権利管理情報を故意に削除又は変更したとき。著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品又はラジオ・テレビ上の権利管理情報が許諾を経ずに削除又は変更されたことを知り、又は知るべきでありながら、なお公衆に提供したとき。但し、法律又は行政法規に別段の定めがある場合を除く。
 - (八) 他人の氏名表示を詐称した著作物を作成又は販売したとき。
- 第54条 著作権又は著作権と関係のある権利を侵害した場合には、権利侵害者は、権利者がこれにより受けた実損又は権利侵害者の違法所得に従って賠償を与えなければならず、権利者の実損又は権利侵害者の違法所得の計算が困難である場合には、当該権利の使用料を参照して賠償を与えることができる。著作権又は著作権と関係のある権利を故意に侵害し、情状が重大であるものに対しては、上記の方法により確定した金額の相当額以上5倍以下において賠償を与えることができる。

権利者の実損、権利侵害者の違法所得又は権利使用料の計算が困難である場合には、人



民法院が権利侵害行為の情状に基づいて 500 元以上 500 万元以下の賠償を与える旨の判決を下す。

賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まれていなければならない。

人民法院は、賠償金額を確定するために、権利者が必要な挙証責任を既に尽くしたものの、権利侵害行為に関連する帳簿、資料等が主に権利侵害者により掌握されている場合において、権利侵害行為に関連する帳簿、資料等の提供を権利侵害者に命ずることができる。権利侵害者が提供せず、又は虚偽の帳簿、資料等を提供した場合には、人民法院は、権利者の主張及び提供された証拠を参考にして賠償金額を確定することができる。

人民法院は、著作権紛争事件を審理する場合には、権利者の請求に応じ、権利侵害複製品については特段の場合を除き廃棄を命ずる。権利侵害複製品の製造に主に用いられる材料、道具、設備等については廃棄を命じ、かつ、補償をせず、又は特段の場合においては、前述の材料、道具、設備等の商業チャネルへの流入禁止を命じ、かつ、補償をしない。

第55条 著作権を主管する部門は、著作権及び著作権と関係のある権利を侵害する嫌疑がある行為に対して調査・処分を行う場合には、関係当事者に聞取りをし、違法の嫌疑がある行為に関係する状況を調査することができ、違法の嫌疑がある行為に係る当事者の場所及び物品に対して現場検査を実施し、違法の嫌疑がある行為と関係のある契約、インボイス、帳簿及びその他の関係資料を閲覧及び複製し、違法の嫌疑がある行為に係る場所及び物品に対してはこれを封印し、又は差し押さえることができる。

著作権を主管する部門が前項に定める職権を法により行使する場合には、当事者は、協力及び連携をしなければならず、拒絶及び妨害してはならない。

- 第56条 著作権者又は著作権と関係のある権利者は、他人が自身の権利を侵害し、又はその権利実現を妨げる行為を実施している最中であり、又は間もなく実施することになり、 遅滞なく制止しなければその適法な権益に回復困難な損害を受けさせることになる旨を 証明する証拠を有する場合には、提訴前において、財産保全、一定の行為の命令又は一定 の行為の禁止等の措置を講ずるよう法により人民法院に申し立てることができる。
- 第57条 権利侵害行為を制止するために、証拠が滅失し、又は以後において取得が困難に なるおそれがある場合には、著作権者又は著作権と関係のある権利者は、提訴前において、 証拠保全を法により人民法院に申し立てることができる。
- 第58条 人民法院は、事件を審理する場合において、著作権又は著作権と関係のある権利 を侵害するものについては、違法所得、権利侵害複製品及び違法活動の実施に係る財物を 没収することができる。
- 第59条 複製品の出版者又は作成者が自身の出版又は作成に適法な授権があることを証明することができない場合、及び複製品の頒布者又は視聴覚著作物、コンピュータソフトウェア若しくは録音録画製品の複製品の貸与者が自身の頒布又は貸与した複製品に適法な出所があることを証明することができない場合には、法的責任を負わなければならない。訴訟手続において、権利侵害被疑者は、自身が権利侵害責任を負わない旨を主張する場合には、権利者の許諾を既に取得していること又は権利者の許諾を経ずに使用できる本法所定の事由を有していることを、証拠を提供して証明しなければならない。
- 第60条 著作権紛争は、調停することができ、当事者が達成した書面による仲裁合意又は 著作権契約中の仲裁条項に基づいて仲裁機構に仲裁を申し立てることもできる。



当事者は、書面による仲裁合意がなく、著作権契約において仲裁条項を締結してもいない場合には、人民法院に対し直接提訴することができる。

第61条 当事者が契約義務の不履行又は契約義務の履行が約定に適合していないことにより民事責任を負う場合、及び当事者が訴訟に係る権利を行使し、保全を申し立てる等の場合には、関係する法律の規定を適用する。

第6章 附則

- 第62条 本法にいう「著作権」とは、即ち版権である。
- 第63条 本法第2条にいう「出版」とは、著作物の複製及び頒布を指す。
- 第64条 コンピュータソフトウェア及び情報ネットワーク伝播権の保護に係る弁法は、国 務院が別途定める。
- 第65条 写真著作物について、その公表権及び本法第10条第1項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間は2021年6月1日までに既に満了しているが、本法第23条第1項の規定によればなお保護期間内にあるというものについては、これを保護しない。
- 第66条 本法に定める著作権者並びに出版者、実演家、録音録画製作者、ラジオ局及びテレビ局の権利は、本法の施行日において本法に定める保護期間を超過していない場合には、本法により保護をする。

本法の施行前に発生した権利侵害又は違約行為については、権利侵害又は違約行為の発生時の関係規定により処理する。

第67条 本法は、1991年6月1日から施行する。

(法令原文名称:中华人民共和国著作权法)